

## 別表

## (1) 保育の利用調整選考基準表

区分	形態	保護者の状況	点数	
1号	居宅外 居宅内	1か月20日以上 かつ 1日8時間以上	10	
		1か月20日以上 かつ 1日7時間以上	9	
		1か月20日以上 かつ 1日6時間以上	8	
	労働	1か月16日以上 かつ 1日8時間以上	8	
		1か月16日以上 かつ 1日6時間以上	7	
		1か月14日以上 かつ 1日4時間以上	6	
	内職	1か月14日以上 かつ 1日4時間以上	6	
2号	出産等	令和 年 月 日 (出産・出産予定)	10	
3号	保 護 者 疾 病 等	入院	入院1か月以上にわたる者	10
			退院後、1か月以上にわたり毎日通院を要する者	9
	自 宅 療 養	精神性、伝染性等の疾病で長期療養を要する者	10	
		常時病臥の状態が1か月以上にわたる者	10	
		1か月以上の疾病で週3日以上通院を要する者	8	
		1か月以上の疾病で上記以外の者	6	
	心 身 障 害 者	身体1・2級 療育A判定 精神1・2級	10	
身体3・4級 療育B判定 精神3級		8		
身体5・6級 療育C判定		6		
4号	親 族 の 介 護 ・ 看 護	病院付添等	1か月20日以上 かつ 1日8時間以上	9
			1か月16日以上 かつ 1日6時間以上	7
			1か月14日以上 かつ 1日4時間以上	6
	自 宅 介 護 等	常時介護を必要とする場合又は週5日以上、居宅介護をする場合 (身体1級・2級、精神1級・2級、要介護4・5程度)	9	
		一部介護を必要とする場合又は週3日以上、居宅介護をする場合 (身体3級、精神3級、要介護2・3程度)	7	
	上記以外の介護 (送迎を含む)	6		
5号	災害	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっている者	9	
6号	求職等	求職活動中(起業準備を含む)の者	6	
7号	就学	就学中(職業訓練校等における職業訓練を含む)の者	※	
8号	虐待等	虐待やDVのおそれがあること	10	
9号	保 育 継 続 利 用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもが2人以上いて 継続して保育の利用が必要であること	9	
		育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもが1人いて継続 して保育の利用が必要であること	7	
10号	その 他 (前 各 号 に 類 す と 認 め る 場 合)	配偶者が行方不明・拘禁等の状態にある	10	
		夜間就労のため、日中に睡眠休養を常態としている	※	
		保護者が満65歳以上	10	
		養育能力がない旨の判断を児童相談所等から受けている。	10	

※は、1号の就労内容の区分に係る点数に準ずる。

〈(1) 保育の利用調整選考基準表の取扱い〉

- 1 (1) 保育の利用調整選考基準表の取扱いの基準日は、保育を希望する月の申込み締切日とする。
- 2 保護者とは、主に子どもを養育している者とし、この表においては原則として母親及び父親とする。
- 3 父母の合計点数の最高は20、最低は6とする。
- 4 ひとり親家庭で保護者が就労している場合の点数の最低は8とする。
- 5 親族の経営する会社等への勤務で、雇用形態が社会保険加入の常勤社員・職員（社会保険の扶養範囲を超える就労を状態）と同程度であり、その会社等から支払われた給与等で前年若しくは前々年の所得税又は前年度の住民税が課税されている場合（法律に基づく育児休業取得者を除く。）は、居宅外労働とする。なお、社会保険加入と同程度とは、本人の責に因らず社会保険加入が義務付けられている事務所が加入を怠っている場合や社会保険加入が義務付けられていない事務所に勤務している場合をいう。
- 6 自営中心者とは、経営者（共同経営者を含む。）であり、その事業収入により前年若しくは前々年の所得税又は前年度住民税が課税されている場合とする。ただし、被扶養者は除く。
- 7 特定疾患とは、国又は県の特定疾患として認定されているものをいう。
- 8 介護については、診断書、介護保険認定証等に基準点数を認定する。
- 9 区分形態等が2項目以上に該当する場合は、基準点数の高い方の点数とする。
- 10 技能習得等については、在学証明書の他に時間割又はカリキュラム等の修学日数・修学時間により基準点数を認定する。
- 11 市が特例として認める場合の「その他」に該当する場合は、入所選考会議にて点数を認定する。

(2) 保育の利用調整選考基準点数調整表

番号	条 件	調整点数	
1	保育所の統合・閉園に伴う旧保育所所在地区児童	5	
2	保育所の統合・閉園に伴う旧保育所利用児童	5	
3	保護者が市内保育施設で保育士、保育教諭 又は看護師として就労（予定を含む。）	月 1 2 0 時間以上勤務	5
		月 5 6 時間以上勤務	3
4	ひとり親家庭	20	
5	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	3	
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	3	
7	入所希望児童が障害を有する場合	2	
8	兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合	2	
9	育児休業明け	1	
10	小規模保育事業などの地域型保育事業の卒園児童	1	
11	自営業の居宅内労働者	-1	
12	農業従事者（専従者）	-1	
13	保護者に保育料等の滞納額がある。	-4	

〈(2) 保育の利用調整選考基準点数調整表の取扱い〉

- 1 (2) 保育の利用調整選考基準点数調整表の基準日は、保育を希望する月の申込み締切日とする。
- 2 番号1の保育所の統合・閉園に伴う旧保育所所在地区の市民を優先する。
- 3 番号2の保育所の統合・閉園に伴う旧保育所利用児童を優先する。
- 4 番号1及び2は、1人の児童に対していずれか一方のみを適用する。
- 5 番号3の市内保育施設とは、市内に所在している認可保育所、認定こども園、児童発達支援センター、児童発達支援センター分館、親子交流館、児童センター、認可外保育施設等をいう。
- 6 番号4のひとり親家庭の中には、①離婚調停中で別居の者②父又は母が生死不明・拘禁・遺棄の者③父又は母が重度の障害を有し就労不能（身障手帳1・2級程度及び精神手帳1・2級程度）の者④その他のひとり親家庭と同程度と認められるもの等を含む。ただし、単身赴任・離婚前提別居等は含めない。
- 7 番号5の生活保護世帯は、求職活動中等就労による自立支援につながる場合に適用する。
- 8 番号6は、生計中心者の離職票等の提出があり、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合に適用する。
- 9 番号7の入所希望児童の障害については、身障手帳若しくは精神手帳の交付を受けている児童又はそれと同程度であって、集団生活が可能であると判断できる場合に適用する。
- 10 番号8は、4月入園の申込みをした者に限る。

(3) 同一点数世帯の優先順位表

優先順位	細目
第1順位	希望順位の高い者
第2順位	兄弟姉妹が希望の保育所に在園
第3順位	両親とも不在又はそれに準ずる世帯
第4順位	第4順位は、次の順で優先する。 (1) 病気又は障害者 (2) 災害 (3) 出産 (4) 基準点数10の同居親族の介護 (5) 保護者が市内保育施設で保育士、保育教諭又は看護師として就労(予定を含む。) (6) 居宅外労働の社会保険加入あり(健康保険の被保険者) (7) 居宅外労働の社会保険加入なし(健康保険の被保険者) (8) 居宅内労働(自営中心者を優先とする。) (9) (4)以外の同居親族の介護 (10) その他市長が特例として認めた場合
第5順位	ひとり親家庭
第6順位	1 第4順位の(6)及び(7)において、点数10の場合は、産前産後休暇明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者 2 第4順位の(6)及び(7)において、点数9の場合は、産前産後休暇明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者とし、更に同位の場合は、1か月の就労時間が長い者を優先する。
第7順位	第7順位は、次の順で優先する。 (1) 未就学児童の多い世帯 (2) 小学校3年生以下の児童の多い世帯 (3) 小学校3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯
第8順位	市内に65歳未満の養育可能な祖父又は祖母のいない世帯
第9順位	前年分の主たる生計維持者の所得額の低い者 前年分で比較できない場合は、前々年分、前々々年分の順で比較する。

《(3) 同一点数世帯の優先順位表の取扱い》

- 1 (3) 同一点数世帯の優先順位表の基準日は、保育を希望する月の申込み締切日とする。
- 2 第2順位については、入所申込児童と入替りで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は、優先としない。
- 3 第3順位の「両親とも不在に準ずる世帯」については、入所選考会議にて認定する。
- 4 第4順位(10)で、「市長が特例として認めた場合」に該当する場合は、入所選考会議にて認定する。
- 5 第6順位の保育施設のうち認可保育所は、受託証明書等の提出は不要とする。
- 6 第8順位でいう養育可能な祖父又は祖母とは、市内在住の65歳未満の祖父母の無職の者をいう。ただし、病気、障害、介護に該当する場合は除く。
- 7 第9順位でいう「主たる生計維持者」とは、所得の高い者をいう。
- 8 第9順位で決定しない場合は、入所選考会議において世帯の状況等を考慮して決定する。